機械室	10
電気室	10
屋内駐車場	308
廃棄物保管場所等	308

ニ　E_{sw}は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SW}=\sum_{i}^{n}\left(\alpha_{sw,i}\times A_{t,i}\right)$$

この式において、$\alpha_{sw,i}$、$A_{t,i}$及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{sw,i}$：給湯対象室ｉの室用途及び別表第４に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあっては別表第３に掲げる係数）（単位　１平方メートル１年につきメガジュール）

$A_{t,i}$：給湯対象室ｉの床面積の合計（単位　平方メートル）

n　：当該共同住宅等全体における給湯対象室の数

室用途	別表第４に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
管理人室	25	24	23	22	21	19	17	14
集会室	97	95	89	87	83	75	69	56

ホ　E_{sev}は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sev}=\sum_{i}^{n}\left(\frac{L_{ev,i}\times V_{ev,i}\times F_{st}\times T_{ev,i}\times M_{ev,i}}{860}\times N_{ev,i}\right)\times 9760\times 10^{-3}$$

この式において、$L_{ev,i}$、$V_{ev,i}$、F_{st}、$T_{ev,i}$、$M_{ev,i}$、$N_{ev,i}$及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_{ev,i}$：昇降機系統ｉに属する昇降機の積載質量（単位　キログラム）

$V_{ev,i}$：昇降機系統ｉに属する昇降機の定格速度（単位　１分につきメートル）

F_{st}　：基準設定速度制御係数（１／40）

$T_{ev,i}$：昇降機系統ｉの昇降機年間運転時間（単位　時間）

$M_{ev,i}$：昇降機系統ｉの輸送能力係数（単位　無次元）

$N_{ev,i}$：昇降機系統ｉに属する昇降機の台数（単位　台）

n　：当該共同住宅等全体における昇降機の対象系統数

２－３　設計一次エネルギー消費量の算定方法

住宅の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量については⑴に定める方法、共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については⑵に定める方法によるものとする。

⑴　単位住戸の設計一次エネルギー消費量E_T（単位　１年につきギガジュール）は、次の式により算出するものとする。

$$E_T=(E_H+E_C+E_V+E_L+E_W-E_S+E_M)\times 10^{-3}$$

この式において、E_H、E_C、E_V、E_L、E_W、E_S及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_H：暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_C：冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_V：機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_L：照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_W：給湯設備（排熱利用設備を含む。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

E_S：エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位　１年につきメガジュール）

E_M：２－２の⑴に定めるその他一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

イ　E_Hは、次の⑴から⑹までに定める方法によるものとする。

⑴　E_Hは、住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの暖房設備の一次エネルギー消費量の暖房期間（１年間のうち日平均外気温が15度以下となる全ての期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_H=\sum_{t}^{n}\sum_{i}^{m}E_{H,t,i}+\sum_{t}^{n}\sum_{r}^{R}Q_{UT,H,t,r}\times\alpha_{UT,H,r}$$

この式において、$E_{H,t,i}$、$Q_{UT,H,t,r}$、$\alpha_{UT,H,r}$、m、ｎ及びＲは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{H,t,i}$　：時刻ｔにおける１時間当たりの暖房設備ｉの設計一次エネルギー消費量（単位　１時間につきメガジュール）

$Q_{UT,H,t,r}$：部屋ｒの時刻ｔにおける１時間当たりの処理されない暖房負荷（単位　１時間につきメガジュール）

$\alpha_{UT,H,r}$　：部屋ｒにおける処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数であって別表第４に掲げる地域区分ごとに別表第７に掲げる係数

m　：当該単位住戸における暖房設備の数

n　：１年間に暖房する時間（単位　時間）

R　：部屋の数

⑵　$E_{H,t,i}$は、暖房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度、暖房設備により処理される暖房負荷並びに太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱を勘案して算出するものとし、$E_{H,t,i}$を時刻ｔにおける１時間当たりの暖房設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$E_{H,t,i}=C_{H,t,i}\times Q_{T,H,t,i}$$

この式において、$C_{H,t,i}$及び$Q_{T,H,t,i}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{H,t,i}$　：時刻ｔにおける１時間当たりの暖房設備ｉの設計一次エネルギー消費係数

$Q_{T,H,t,i}$　：時刻ｔにおける１時間当たりの暖房設備ｉにより処理される暖房負荷（単位　１時間につきメガジュール）

⑶　$C_{H,t,i}$は、暖房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに暖房設備により処理される暖房負荷を勘案した数値とする。

⑷　$Q_{T,H,t,i}$は、太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱等を減じた数値とすることができるものとする。

⑸　暖房設備により処理されない暖房負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大出力以上となる場合は暖房負荷から最大出力を減じた数値とし、暖房負荷が暖房設備による最大出力を超えない場合は０とする。

⑹　暖房負荷は、①から③までに掲げる事項について勘案するものとする。

①　暖房負荷の算出においては、次に掲げる運転時間等を勘案すること。

ⅰ　暖房設備の運転時間及び温度設定

ⅱ　居住者の在室時間、在室人数及び発熱量